

(第三者の場合)

令和6年度滋賀県立大学公用車の賃貸借に係る契約書(案)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手慎司(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、次の条項により_____ (以下「丙」という。)所有の滋賀県立大学公用車(以下「対象物品」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は丙をして、甲に対して、本契約の条項および別添の「滋賀県立大学公用車の賃貸借に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)に従い、対象物品を賃貸するものとし、甲はその対価として丙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 乙は丙が前項の賃貸を行わないときは、自らこれを行わなければならない。

(対象物品品質および数量)

第2条 賃貸借の対象物品の品質および数量は仕様書のとおりとする。

(使用の本拠地及び保管場所)

第3条 甲の対象物品の使用の本拠地及び保管場所は次のとおりとする。

使用の本拠地：滋賀県彦根市八坂町 2500

保管場所：滋賀県彦根市八坂町 2500

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和7年3月3日(新車登録日)から令和14年3月2日までとする。

(対象物品の納入期限・納入場所)

第5条 対象物品の納入期限および納入場所は次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和7年3月10日 17時00分

(2) 納入場所 滋賀県彦根市八坂町 2500

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、総額金_____円(うち消費税額および地方消費税額は____円)とし、1か月(月の初日から末日までをいう。)につき、金_____円(うち消費税額および地方消費税額は_____円)とする。

2 賃貸借料は、賃貸借開始の日から起算し、期間満了の日までについて、月毎に計算するものとする。

3 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{賃貸借料月額} \times \text{当月賃貸借日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の賃貸借料 (円未満端数切り捨て)}$$

4 甲が賃貸借期間の短縮を乙、丙に申し出た場合は、乙、丙は当該期間の短縮に努力するとともに、この契約の賃貸借料の算定基礎となった賃貸借料算定基礎年限を見直し、新たな賃貸借料算定基礎年限をもとに甲乙丙協議のうえ、賃貸借料を改定し、その額および支払方法を別に定める。

(賃貸借料の請求および支払)

第7条 賃貸借料の請求は、丙が行うものとし、丙は、甲に対し前条に定める賃貸借料を各月金_____円(うち消費税および地方消費税の額 _____円)を対象物品の使用月の翌月に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、正当な請求書を受領した日の翌月末までに支払うものとする。

3 甲の責めに帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、丙は甲に対して年2.5%の割合で遅滞利息を請求することができる。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は金_____円とする。

(第三者への委託等の禁止)

第9条 乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(以下「再委託」という。)ができる。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 納入された対象物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

4 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を甲に引き渡した場合において、物品の引渡し完了後1年以内に不適合が生じた場合、乙は履行の追完または代金の減額をしなければならない。ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(対象物品の管理)

第11条 甲は、対象物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、対象物品を本来の用法によって使用し、かつ甲の業務の範囲内で使用するものとする。

(点検および整備の履行)

第12条 乙、丙は、対象物品が正常な機能を保つよう甲の定める仕様書に定める点検および整備を行うものとする。

2 乙は、通常の用法とは異なる使用をするなど甲の責に帰すべき事由により、保守および整備を必要とするときの費用は、甲に請求することができる。

(禁止行為)

第13条 乙、丙は、次に掲げる甲の権利を侵害する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 対象物品の譲渡・転貸又は本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供すること。

(2) 対象物品の現状又は自動車検査証記載事項の変更、若しくは自動車の保管場所、使用の本拠地、用途等の変更。

(損害賠償)

第14条 甲および乙、丙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(対象物品の現状変更)

第15条 甲は、次の場合は必ず事前に丙から書面で承諾をとるものとする。

(1) 対象物品等を所定の保管場所から移動し、または対象物品に他の物品を付着させ、対象物品の一部を除去し、もしくは取り替えたりその他物品の模様替えおよび改造をして、現状を変更するとき。

(2) この契約による権利を他に譲渡し、または対象物品を他に使用させ、もしくは担保に供するとき。

2 第三者が対象物品等について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして丙の所有権を

侵害するおそれのあるときは、甲はその事情を丙に知らせるものとする。

(契約内容の変更)

- 第16条 甲は、必要のあるときは本契約の内容を変更し、または対象物品の借入を中止させることができる。
- 2 本契約は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年8月18日滋賀県条例第55号）に定めのある長期継続契約である。甲は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削除されたときは、契約を変更または解除することができる。
- 3 甲は、技術の向上や機器の高速化、設備の陳腐化等により現状の対象物品等が甲の使用目的にそぐわなくなった場合、協議により契約を変更または解除することができる。
- 4 前3項の場合において、丙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲丙協議して定める。
- 5 契約を削減変更する場合において、前項により丙への賠償額を定めた上で、契約を減額改定することができる。
- 6 契約を追加変更した場合において、甲の当該年度中の予算の範囲で、契約を改定し、乙または丙に対象物品や役務を追加することができる。

(激変による契約内容の変更)

第17条 契約締結後において、天変事変その他不測の事態に基づく経済状態の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲または乙、丙は、相手方と協議の上、契約を変更または解除することができる。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙および丙は連帯して責任を負うものとし、本契約を解除することができる。

- (1) 乙、丙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙、丙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙、丙が、正当な理由がなく監督もしくは検査を命ぜられた職員が行う監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 乙、丙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
- (5) 乙、丙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。
- (6) 乙および丙、乙および丙の役員等（乙および丙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙および丙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、乙、丙またはその代理人が、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程または契約条項に違反したとき。

2 乙、丙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(乙および丙の解除権)

第19条 乙、丙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、賃貸借料が3分の2以上減少することとなったとき。

(2) 甲が契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙、丙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙丙協議して定める。

(誓約書の提出)

第20条 乙および丙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、第18条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、契約書別紙様式1の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第21条 乙および丙は、本契約の履行に当たり第18条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(対象物品等の返還)

第22条 契約の解除により、甲から丙に対象物品等を返還する必要がある場合、これに要する費用は丙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由より契約を解除した場合の返還費用については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(対象物品の滅失・棄損)

第23条 対象物品の滅失、盗難等により、甲が対象物品の現有を失い、丙の所有権が回復する見込みのないとき、または対象物品が損傷して修理不能のときは、甲は直ちに乙に通知するものとし、乙が契約の継続が困難と判断した場合は、この契約は終了する。

2 前項の事由が甲または乙のいずれかの責により生じた場合は、甲乙丙が協議して定める解約金に相当する額（以下「解約金相当額」という。）を相手方に支払うものとする。

3 丙が保険金を受け取ったときは、その限度において解約金相当額より差引する。

(乙および丙の権利)

第24条

1 乙またはその代理人は、いつでも対象物品をその保管場所で点検することができる。

2 対象物品に対する公租公課に変動が生じた場合は、甲および丙の協議の上賃貸借料を変更することができるものとする。

(業務実施体制等)

第25条 甲および乙は、本契約の業務の実施に係る責任者および従事者を定め実施体制を確立するものとし、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を相互に通知するものとする。また、実施体制に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、第9条の規定に基づく委託先についても実施体制表に含めるものとする。

(個人情報の保護)

第26条 乙、丙は、本契約の業務のために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、第9条の規定による委託先において準用する。

(法令等の遵守)

第27条 乙、丙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第28条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(危険負担)

第29条 対象物品の引渡し前に生じた対象物品等もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

2 対象物品の引渡し後に生じた対象物品等もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

(運搬責任)

第30条 提供資料および納入すべき対象物品の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約費用)

第31条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(その他)

第32条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号)によるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙丙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本書3通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 彦根市八坂町2500
公立大学法人滋賀県立大学
理事長 井手 慎司

乙

丙

別記 個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 乙および丙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙および丙は、この契約の業務により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙および丙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙および丙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙および丙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4条 乙および丙は、この契約を遂行するために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙および丙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5条 乙および丙は、この契約を遂行するために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙および丙は、この契約を遂行するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 乙および丙は、この契約を遂行するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙および丙は、この契約を遂行するために甲から引き渡され、または乙および丙自らが取得し、もしくは作成した個人情報記録された資料等は、甲の指示に従い、契約終了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9条 乙および丙は、この契約を遂行するために従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙および丙は、この契約を遂行するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙および丙がこの契約を遂行するに当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙および丙がこの契約を遂行するに当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙および丙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12条 乙および丙は、この契約を遂行するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

別紙1

誓約書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、公立大学法人滋賀県立大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和6年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏名

印

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

※ 乙、丙それぞれ作成し、記名押印すること。